

ソーシャルワーク実践としての高齢者と家族への支援

—地域を含めた生活環境理解の視点—

菊池 信子

Support to elderly people and family as Social Work Practice

— Aspect of living environment including Community —

Nobuko KIKUCHI

はじめに

ソーシャルワーク実践は、人と環境に焦点をあて、その人と取り巻く環境との相互作用によって生じる問題に着目し、介入してきた。ブットリム著川田訳によれば、「生活上の問題に介入するには、人 persons とその人の住んでいる社会的環境 social circumstances の両方に目をむけなければならない。」としている。^(注1) この社会的環境とは、ブットリム著川田訳によれば COS の時代のソーシャルワーカーたちが気づいたように、人間の「内的な inner」側面と「外的な outer」側面という互いに関連した強調点のあいだで、ゆれがあり、COS の時代からのソーシャルワーカーによるこの気づきは、その人の生活を、この両側面を視野に入れて社会環境をトータルにみるべきであるという指摘であり、このことは、当初からソーシャルワーク実践にとって重要な意味をもっていたといえる。COS では、以降、科学的客観的データの収集への成果をあげる一方、その人の心理的次元についての知識を必要とすることの意義について気づいていくのである。^(注2)

ところで、人は、生活の拠点としての家庭、そのなかでも人間関係の観点からは家族との生活を基盤にしている。とくに、要介護高齢者の場合には、在宅生活を基盤とする以上、要介護高齢者本人の生活支援を目的としたソーシャルワーク実践において、家族の存在が大きく生活上の人的環境

として影響を与えており、ソーシャルワーカーは、この家族との関係ぬきに本人の要介護状況のみを把握し、支援を展開することは不可能といって過言ではないだろう。筆者は、これまで、このような要介護高齢者とその家族への支援に焦点を当てて研究を続けてきたが、本稿では、要介護高齢者本人の生活環境の基盤を示していると考えられる家庭・家族が、本人への関わりということに関し、日本の社会では、どう変容してきたのか、検討を行う。

すなわち、家庭(場)・家族(人)の本人への関わりの変化は、当然ながら個別なものであるが、他の切り口として、社会や生活文化の変化が生活環境にどう変化を及ぼし、その結果在宅要介護者の実態としての生活ニーズにより迫ることができる方法を見出したいからである。

ソーシャルワークにおける家族支援への着目は、親子関係という、家族の人間関係に焦点が当てられ、かつ子ども家庭福祉で台頭し主流な位置を占めている動向がある。

しかし、ここでは、家族療法的な見地からの、本人と家族の関係性の変容による生活の問題を捉える意味を過小に扱うのではなく、その状況が作り出す生活の実状を浮き彫りにすることに主眼を置くものである。ある意味、それは、熟練したソーシャルワーカーならば、要介護者側(本人と家族)の問題として、すでにアセスメントの段階で、観察や面談をとおして把握している個別の本人と家

族との関わり、家庭との関係といったことになるのかもしれない。その点について、ここで改めて、社会や生活文化の変化が生活環境にどう変化を及ぼし、その結果在宅要介護者の生活ニーズを規定するのを知ることが、日本社会の変遷を加味し、客観的に家庭・家族と本人のスタンスを整理した上で、ソーシャルワーカーが、共通に、要介護者本人と家族の状況を把握し、アプローチを行うのに、役立つ1つの鍵になる視点ともつ方法であると考えからである。

1 個人化する生活以前の地域の支え

いわゆる戦後の現代社会以前には、文明や生活文化の点からみて個人化した生活は成り立ちにくく、その時点では個人化した状態の生活者は、保護の対象と結びつく要素が強いものであった。保護の前段階に、扶養がある。扶養については、明治期にすでに民法にその義務が明記されており、現代社会においても、同法により、扶養能力が認められ、そこで扶養義務を負う一定の関係にある者が、生活保持義務といわれる経済的支援を主として、ある意味家族に変わって、もしくは家族としての役割を果たそうとするのが一般的実状である。^(注3) 現代社会では、これら扶養義務者は、当事者本人と別居していても、扶養義務が発生したときから、家族的な役割意識をもって、これに対処していこうとするものである。これらの人々とは、具体的には、直系血族及び兄弟姉妹であり、場合によって家庭裁判所の審判を経て三親等内の親族間においても扶養の義務を負うことがある。

しかし、現代社会では、これらの人々は、通常、同一世帯で生活している状況は減少し、希であることさえあるともいえる。

個人が家族をどの程度生活のなかで必要としかっていたのか、また家族を超え近隣の支えをどう生活に取り込んでいたのか、現代社会と近代社会といわれる明治期以降の時期とでは、大きく変化している。1例として、宮本常一の「忘れられた日本人」によれば、明治時代の高齢者の生活について、つぎのような聞き取り調査の記述がある。

「おじいさん、わしの家に新しいハサ（稲架）をたてたのだがわかるか」といいます。「わかるともわかるとも、もうあれであんたのうちはあんた一代どれほど稲をかけても大丈夫じゃ」といいました。「おじいさんはありがたい。わしもおじいさんが見ていてくれてじゃろうと思うて、クリの木の上等なのを買ってたてた。さしわたしが七寸もある木じゃから末代ものじゃろうと思います。」
(p95)

「はちじくじまでしごとをした。しげかずさんの家はいつも遅くまで表の間に火がついていたので、その明かりで仕事ができたと云ったら、小笠原シウさんが、それはいつも遅くまで火をつけていたのではなくて、今日は金平さんが仕事をしているから、また夜遅くならうと、わざわざ明るくしてやったと話し、しかも、この座談会でそれが語られるまで、一方はその好意を相手に伝えておらず、相手の方は夜の遅い家だと思込んでいたという事実である。村落共同体にはこうした目に見えない助け合いがあるものだと思った。」(p 62) ^(注4)

社会学的な生活世界論によるリアリティの多元性には、3つの意味が整理されている。1つめは認知の様式であり、宗教や哲学の営みに類する。2つめは秩序や価値といった活動リズムを与えるリアリティである。そして3つめが、集団や制度に結びついた自由であるという。^(注5) この3つめのリアリティが、直接的には生活のありのままの実態を表出しているのであり、社会福祉学が関心を寄せる生活の実状と結びついている。上述の宮本の記述は、まさにそういった生活のリアリティが表現されているといえる。

宮本による、この大正期の西日本の村の人々の生活は、個人は家族や地域の近隣の人々の支えによって成り立っているのであるが、第2のリアリティと絡み、生活は個人、扶養義務を有する範囲の人々が構成する大家族の一世帯でも完結し得ないことを明示している。近隣・地域の支えの目である。

この流れは、戦時中・終戦直後までは継続している。鍵をかけない家庭の生活風習は、今でも多少残っているが、近隣の人々との支え合いや信頼関係を示すものといえるだろう。ここで、筆者が開発した、エコシステム構想にもとづく家族支援

ツール^(注6)を用いて、この時期の個人と環境(個人を支える個人以外の人的資源を中心に制度的サービス等を含む)の姿をみておきたい。

大正期の高齢者のいる家庭での家族との関係、地域の人々やそれ以外の資源活用の状況を見る

図1 大正期の家族・家庭生活状況 1

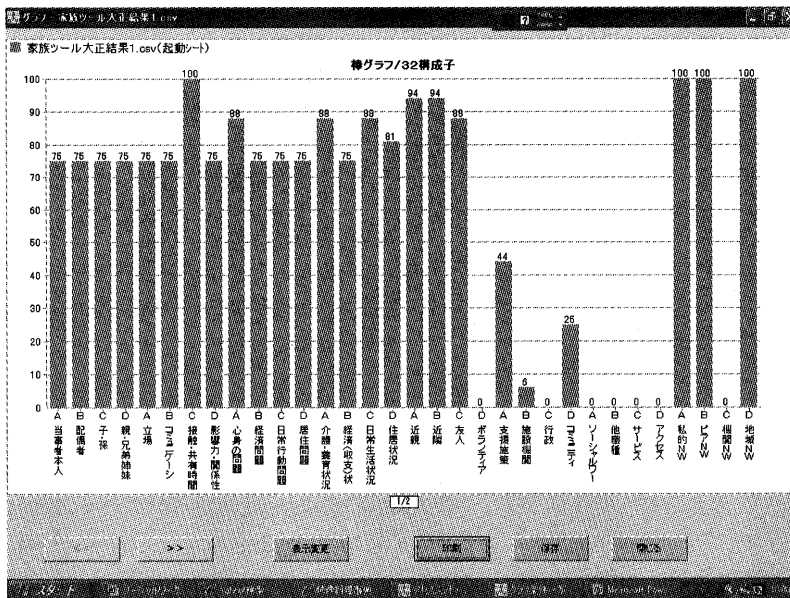
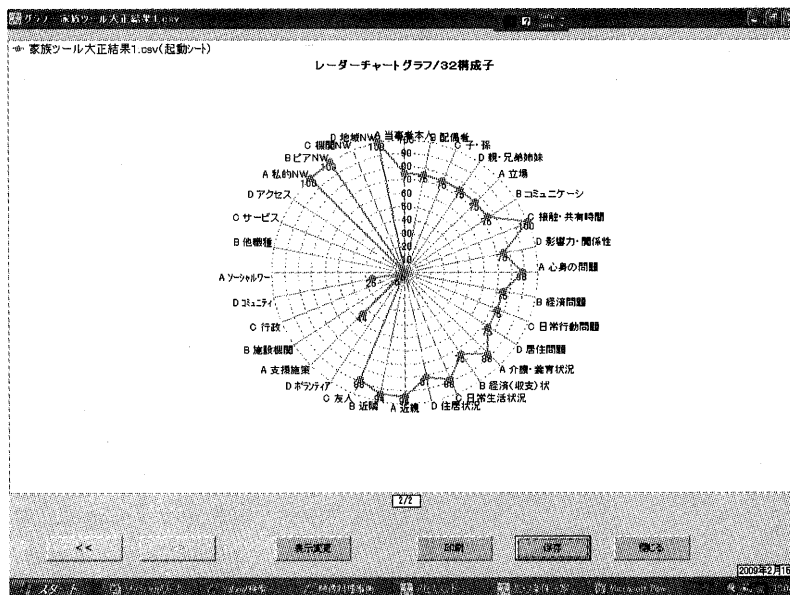


図2 大正期の家族・家庭生活状況 2



筆者開発の家族支援ツールにより作成

と、図1・2のように顕著な結果が描写されていることがわかる。

まず、家族、近隣の関係はポイント評価が高く、円グラフでは左側の凹み方が顕著のように、公的
社会資源の活用については、ほとんど利用していないし、しようとする発想もない。また、ソーシャル
ワーカーの介入もみられない。この図から、ソーシャルワーカーの活動について分析するならば、
当時は、家族と孤立し、ひとりぐらしで、近隣との付き合いがなく、疾病や生業がないといった人の
場合に必要性があり、村落での支援的付き合いが濃い集団に所属していれば、生活実状は家族、
近隣等複数の人々に把握され、見守られていることがわかる。

このような時代に、ソーシャルワーク実践は、制度的には未成熟であったので、私的な活動者と
おして、どの程度実践されていたかは不明確であるが、個人化というより、上記宮本による村の
人々という範疇からも孤立化した人への支援に向けられた時代といえるだろう。

2 個人化の価値と支援の視点

戦後の社会は、都市型小規模家族員世帯の増加と、同一地域で長年生活する人や家族の減少を惹
起した。その結果、前述の扶養の問題に戻ると、扶養義務者と被扶養者が予め同一世帯であるの
は、未成年子と親という家族構成世帯に多く、子世代が成年期をすぎると、圧倒的に扶養義務者
とは別居世帯での生活が増加する。また、親権と扶養義務者の不一致も多く、一般的なイメージ
として、家族は同一世帯で家庭という場を共有して、親権、扶養等を併せもった機能を発揮し合
うという考え方は、すでに古く固定的なイメージとなってしまうといえるだろう。国民生活白書
調査によれば、同別居にかかわらず、親、子、祖父母、孫など直系の親族と配偶者、兄弟（姉妹）
までを「家族」の範囲と捉える人が多いことがわかる。^(注7)

家事調停を申し立てる人々のなかには、法的な

家族の枠組みによって、それに依拠して発生する扶養や親権、また介護、それらにまつわる経済
的支出といった問題を回避するために、法的関係の整理を目的とする人が多い。夫婦間にみぞが
できると、向き合わず、一つ屋根の下でそれぞれが孤立化した、いわゆる家庭内別居生活を
始める場合が多い。また離婚後、子の成人までは、どちらか1人の親が親権をもつことにな
るが、日本のこれまでの幼年子への養育環境という、いわゆる「子の福祉」への配慮の観点
から母の親権者が圧倒的に多かった。しかし、現実の生活では、母の新たな結婚や同棲等
により、必ずしもこういった形が、「子の福祉」に配慮するとはいい難くなってきている。
それは、女性とか母の問題ではなく、冒頭に述べた現代社会の生活環境の変化と密接に絡
んでいるからである。

それでは、現代社会の個人化の価値と支援の視点について、若干の考察を試みる。

社会学的に現代社会の個人化の傾向が論じられる場合には、社会の変化としてその様相を客
観的に捉えているのであり、ある意味、文明社会の生活状況の向上と相まって、その結果
としての現状を肯定的に受け入れ、その実状が分析・整理されているものである。

この点について、社会福祉学の固有性にもとづき、生活の実状を調停事例を抽象化して
現代の家族・家庭の状況を前述のコンピュータ家族支援ツールで表すことにする。

現代社会の調停申し立てを行った家族・家庭の問題を抱えた生活状況をコンピュータ
家族支援ツールでビジュアル化してみると図3・4にみられるように、棒グラフは全体的に大
正期よりも数値が下がり、円グラフは、輪が内側に縮小化する傾向がみられる。個人化
した生活においては、家族間の関係性、協力体制は縮小化しているとみることができ
よう。また、円グラフ左側をみると、個人化した現代社会の家族は、制度やサービス
といった社会資源を若干知っており、活用することもあるため、グラフ左側に凹凸がみ
られる。

個人化する現代の生活は、それ自体を大正期と

比較し、マイナスイメージでみるべきではない。個人の生活は、家族や近隣の見守りが常態化して、鍵をかけない生活の様式の時代には、孤立からは守られる。かつて孤立は、共同体のルール

に反した場合に陥る可能性をもっていた。

しかし、現代の個人化した生活には、文明、生活文化と関連してみるならば、その形態に一定の価値が生じるものである。個人化が可能な要件と

図3 現代社会の家族・家庭生活状況 1

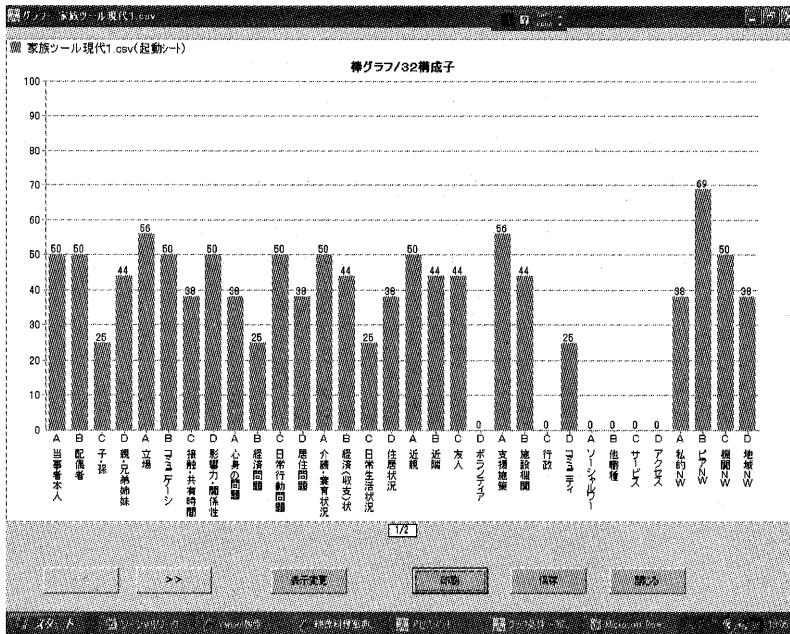
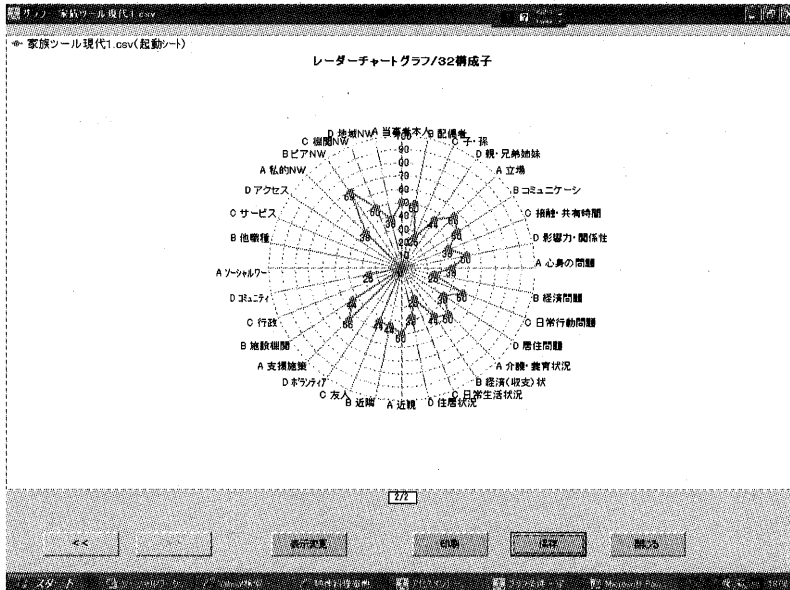


図4 現代社会の家族・家庭生活状況 2



筆者開発の家族支援ツールにより作成

して、物質文明の発達、家庭に置きかえれば、家庭内に、さらに鍵のかかる個室があり、時間の過ごし方は個人の仕事・学業等、自由であり、他の家族員を妨げず、多様である。携帯電話の個人所有により、外部の人との交友関係等も家族相互に見えにくい。さらに、個人情報、プライバシー、家族間の生活時間の多様化、食事時間の違いにみられるような生活行為の分散化が起きており、家庭内での家族の接点は少なく、家電等の扱いができれば、他の家族員の必要性は減少している。自己実現目標に対し、妨げられる家族に対し、法的に整理・解消を求めることは、個別に事情は異なるものの、現代社会の1つの個人化の保全策ともいえよう。大正期に、隣のおじいさんが日がな見えてくれるので、安心して、稲を干しっぱなしにしたり、クリの木を管理してもらえるのとは、大きく変化してきている。

個人化の価値は、個の自己実現を促進するが、自営業等に見られる家族共同作業を除いては個別の内容をとおして達成しようとする傾向が強まってきている。同じく国民生活白書によれば、労働時間が長い人（男性のほうが女性より多い）、独身者、高齢者に、同居家族とのつながりの弱さが指摘されている。^(注8) また、家族が一緒にいることを阻む要因が検証されている。家族全員の在宅起床時間が50%を超えているのは、夜8時台と9時台である。父親は同時間帯に在宅していないことが、他の家族員とくらべ多い。在宅していても中高生や高齢者は1人で過ごすことが多く、60歳以上の2割以上は、1日3時間以上1人で過ごしている。^(注9)

ここで、明らかにされたことは、自己実現のための課題（仕事、塾通い）がある家族員は、個人化の価値を見出すことができるが、高齢期でかつ要介護等の生活問題を抱えた人の場合に、このような生活の個人化は、支援の対象として捉える必要があるということである。ここに、ソーシャルワーク実践における要介護高齢者とその家族への支援にあたって、過去からの生活環境の変化を踏まえた生活環境把握の視点が1つの切り口として

重要であり、かつ活かされるものということができよう。

3 個人化した要介護高齢者の尊厳と自立支援の視点

個人化した要介護高齢者が心地よい日々の獲得をしていけるためには、ソーシャルワーク実践者の側からは、その当該個人を支える家族・家庭、地域という発想を、かつて日本社会に特徴的であった、あるいは、日本のなかでも特定の地域に特徴的な生活環境というマクロの視点から捉える切り口を意識することが有効であろう。

ここでは、デイサービス、ショートステイサービスを利用する高齢者の在宅時とデイサービス利用時の活動の様子の違いをとりあげる。

事例 Aさん 79歳 要支援2 認知症有り
家族 息子、息子の妻、孫2人

Aさんは、訪問したソーシャルワーカーがみても、在宅し世話をしている息子の妻からみても、家では日中机に伏せて居眠りをするなど、なすこともなく、ぼうっとして過ごしている。Aさんは、ショートステイでも同様に入院患者のようにベッドで寝たり起きたりを日中から繰り返している。デイサービスは、1年前から利用していて、利用時間内のプログラムに変化があるためか、入浴、レクリエーション、食事の後は、片付けのテーブル拭きをいつも好んでしている。デイサービスの日は、夜間の寝付きがよいようである。

この事例から、Aさんはデイサービスに通い始めたからといって、生活の他の場面にその効果が反映されているわけではないという問題が、ケアマネジャー、施設の担当者間で共有された。そこで、ショートステイの際にも、日中はデイサービスのフロアに来てもらい、片付けをお願いしてみたところ、いつも通りに好んで手伝っていただけた。

この事例は、いまだ、家庭での過ごし方について、家族と十分に話し合いが進められていない。息子の妻の気持ちよいお世話の様子には好感がも

て、家族関係もスムーズである。そうすると、家庭での過ごし方を問題視するのか、デイサービス等の外出の機会を増やし、家庭ではゆっくりしていただくのがよいか、検討中の事例である。

一見、大きな問題を抱えていないように見える事例であるが、自宅マンションの自室かりビングのみで過ごしているAさんについて、近隣や地域

との関連について情報が十分得られていないことがわかった。Aさんの心身状況や家庭で特段の要介護問題に関わる話題がでなければ、Aさんの生活環境という、家屋の造り、家族との関係、近隣関係、地域との関わりについて、家族と話す機会（きっかけ）がないという。認知症がでてきているが、まだ、大丈夫という息子の妻の発言が前向

図5 個人化した要介護高齢者の家族・家庭生活状況 1

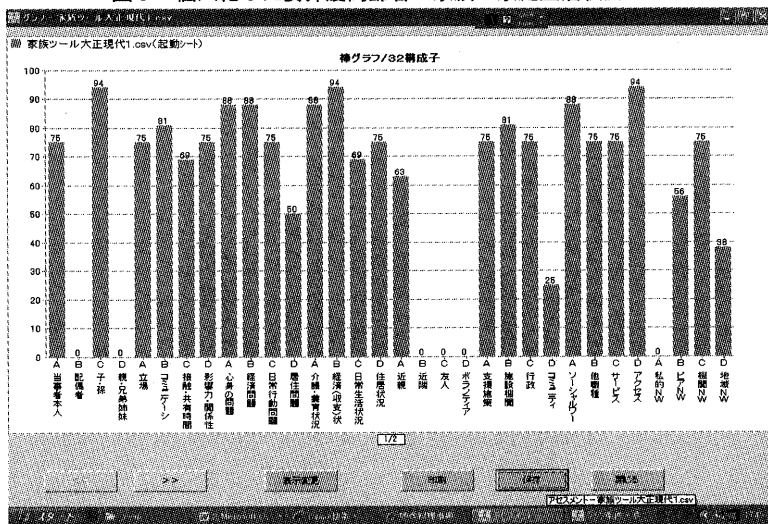
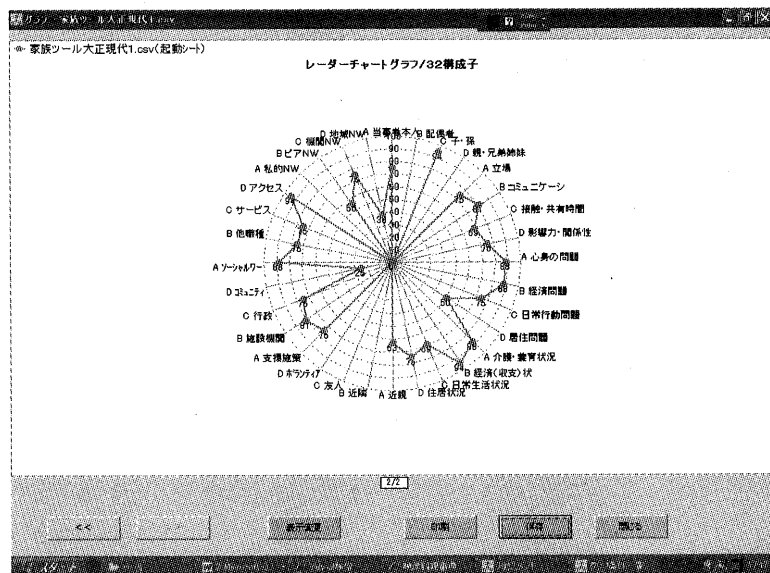


図6 個人化した要介護高齢者の家族・家庭生活状況 2



筆者開発の家族支援ツールにより作成

図7 大正期高齢者生活、現代調停申立事例、現在支援中の要介護高齢者の事例の比較図 1

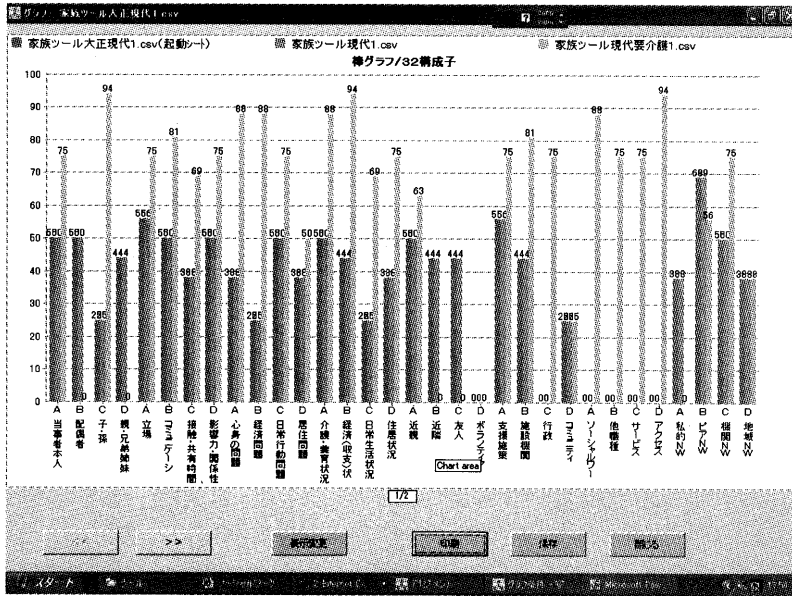
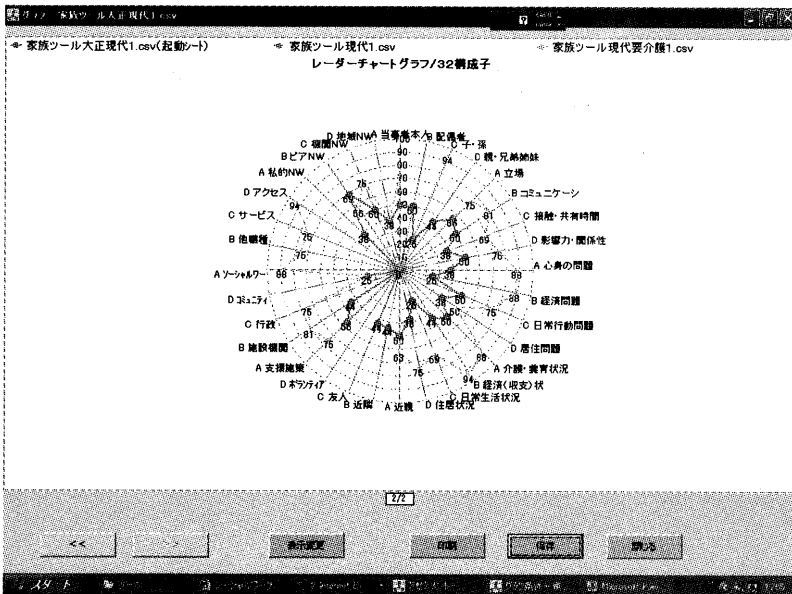


図8 大正期高齢者生活、現代調停申立事例、現在支援中の要介護高齢者の事例の比較図 2



筆者開発の家族支援ツールにより作成

きな家族介護者の声として受け取れるので、近隣や地域の理解や資源活用という話題展開ができないというのである。

この状態で、前述のコンピュータ家族支援ツールを活用すると、つぎのような結果が得られた。

この図5・6から、本事例のAさんとその家族は、制度にもとづく社会資源についてはソーシャルワーカーとの関係もよく、活用しており、円グラフは近隣の友人、ボランティア等情報がないところを除けば、本論にあげてきた中でもっとも円の大きさは広がりを見せている。反面、近隣、友人といった、インフォーマルな関係が不明である。個の尊重が、サービス活用には結びつくが、地域を含めた支援体制、また家族（息子の妻）が関われないときの近隣や地域の体制も不明であり、低い値となっている。近隣関係の希薄さが在宅時、家にこもり行動的でない時間を過ごすことにつながっていると分析できる。

Aさん自身の家族・家庭、近隣を含めた地域を視野に入れた生活環境の把握をすることは、継続的な支援が必要な要介護高齢者の場合には、とくに重要な視点といえるのではないだろうか。

大正期の高齢者の生活、現代社会の調停申し立てを抽象化した事例、現在支援進行中の要介護高齢者の事例（抽象化したもの）を合わせて提示すると、図7・8のように、違いを見出すことができる。本論は在宅の要介護者とその家族への支援を柱とするものであり、現在、このような家族、地域を含めた当事者本人のための生活環境の拠点として、小規模多機能型居宅介護支援が注目され

ている。しかし、複合的要素をもったサービスへの理解と利用者ニーズの一致の困難さなどから、急激な利用増加という展開にはなりにくい。こういった現場で、生活環境を捉える視点からの要介護高齢者と家族への地域支援展開にむけて、今後、継続的、実証的に、有効性、改良点の検討をしていきたいと考えている。

注1 ゴフィア・T・ブットリム著、川田誉音訳「ソーシャルワークとは何か」、川島書店、原著1976、訳出版1986、p1.

注2 同上、p2. オクタビア・ヒルは、心理的理解から、その人の生活史や情熱や希望を知ることができる……と述べている。

注3 東京家庭裁判所家事調停協会「改訂版 家事調停ハンドブック」 2005. 同会発行、p102.

注4 宮本常一「忘れられた日本人」岩波書店、1995、p95、p62.

注5 江原由美子「生活世界の社会学」勁草書房、2000、pp11-18.

注6 システム論的視座と生態学的視座を包括した方法論視座であるエコシステム視座を援用したコンピュータによる教育支援ツールが、太田義弘らによって開発されており、それを家族支援向けに質問因子を加工し筆者が作成したものがコンピュータによる家族支援ツールである。これは、家族と環境という大項目から構成され、家族と環境の相互関係をビジュアル的に把握できるメリットがある。

注7 内閣府「国民生活白書」平成19年版、2007.7、pp10-11.

注8 同上、 p17.

注9 同上、 pp21-26.

参考文献 東京家庭裁判所家事調停協会「家事調停ハンドブック」、2005